

平成30年度 経営所得等安定対策のご案内

■ 主食用米に対する需給調整が廃止されます。

平成30年産から国による米の生産数量目標の配分が廃止されます。今後は、岐阜県農業再生協議会が市町村の実績に応じ「生産指標」を提示し、市農業再生協議会が主食用米の「生産目標」を設定し、生産者へ配分をさせていただくこととなります。生産者は、生産目標を参考にいただき、ご自身の判断で作付計画を立て経営を行っていただくこととなります。

※需給調整の廃止に伴い、29年度まで行われていた米の直接支払交付金制度は、廃止となります。

■ 水田活用の直接支払交付金

水田で麦・大豆・飼料作物などの戦略作物を生産する農業者のみなさんに、次のとおり交付金を交付することで水田のフル活用を推進します。

※交付単価等に変更される場合があります。



《戦略作物助成》

対象作物	交付単価 (10アールあたり)	交付要件
麦・大豆・飼料作物	35,000円	播種前契約・出荷実績が必要となります。
WCS用稲 (稲発酵粗飼料)	80,000円	
加工用米	20,000円	
飼料用米・米粉用米	収量に応じて 55,000円～ 105,000円	

《産地交付金》

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米・米粉用米	多収性専用品種	12,000円
加工用米	複数年契約(3年)	
そば・なたね	作付(収穫)	20,000円 (基幹作のみ)

《二毛作助成》

2期作目の作付を行うことで助成されます。

※交付単価等は未定

対象作物	交付単価
戦略助成作物+大豆	12,000円
戦略助成作物+飼料用米	
戦略助成作物+そば	

《野菜・その他作物等への助成》

※交付要件等は未定

対象作物	交付要件
野菜・果樹・花き	販売を証明できるもの(出荷伝票等)が必要となります。 ※果樹等の永年性作物は新植から2年間で交付対象となります。
その他作物	雑穀・豆類・薬用作物等
耕畜連携(飼用米のわら利用、水田放牧、資源循環)に取り組む耕作者	畜産農家との契約(自家利用の場合は自家利用計画)が必要となります。

■ 畑作物の直接支払交付金

水田又は畑地で麦・大豆・そばなどの戦略作物を生産される農家・集落営農のみなさんに、当年産の出荷・販売数量及び品質に応じて支援します。

※交付を受ける場合は農産物検査受検が必要です。

■ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金

米・麦・大豆の当年産の販売収入の合計が、過去の平均収入(標準的収入額)を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国の拠出した積立金から補てんします。

この他のセーフティネットとする対策として、農作物共済や、平成31年から運用が開始される収入保険制度があります。収入保険制度についての説明会が、2月14日(水)午後1時30分からJAめぐみの郡上支店2階大会議室で行われます。

《水稻共済細目書について》

経営所得安定対策交付金は、水稻共済細目書の内容に基づき算定されます。作付内容の変更や農地の貸借などが発生した場合は、農林水産部農務水産課までお知らせください。